

越前における法華宗の展開と法華経信仰

敦賀・河野浦・一乗谷を結ぶもの

Report on Investigation and Research Activity

古川元也

はじめに

能登・越前を中心とする北陸地方一帯には、塔の身部に五輪塔や笠塔婆を刻出することを特徴とする板碑型・石龕型の石造物^①が分布する。さき^②にこれらの一部については編年分析を行い、分布が応永から永禄年間に収斂することと題目を記すものが多いことを政治的文脈の中で捉えてみた。本稿では前稿で紹介しきれなかった敦賀市松島町に合祀されている石造物群を取り上げ、加えて交通の要路に沿った信仰の展開について論じたい。

朝倉氏統治下の越前では、一向宗に対峙する形での他宗教の存在が既に云われて久しいが、史料制約も相俟って説明が遅れているのが現状である。その中で、政治的文脈の中から天台宗真盛派と朝倉氏との関係を論じているものに水藤真氏の研究^③があり、一乗谷の石造物群に残る微証から、朝倉氏の宗教的意図を読みとっている。

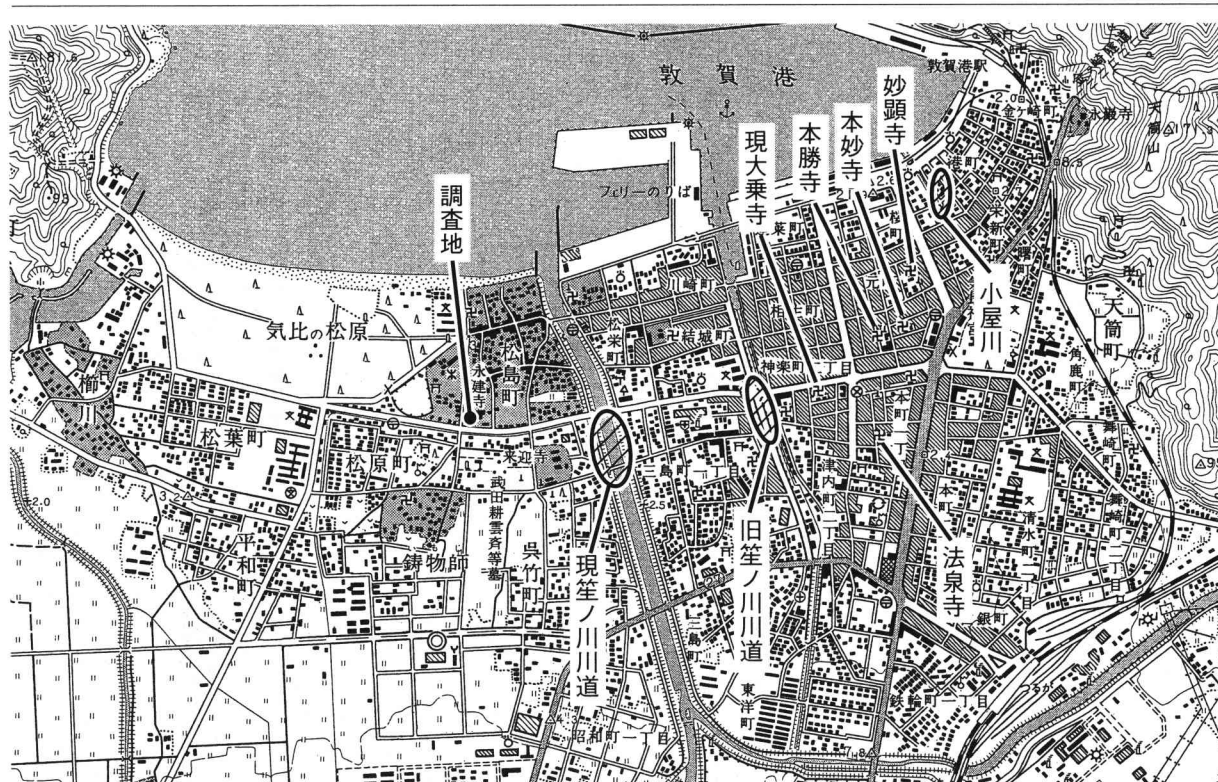
当該期越前に布教を展開していた勢力には他に曹洞宗、法華宗^④等があり、真盛派のみならずそれら諸宗教の展開についても研究を進める必要

がある。本稿では、以上のような問題意識の下に、法華宗の北陸布教の展開について、石造物の造立を援用して考察を加えたい。

①松島地区の小型石造物

今回調査を行った福井県敦賀市松島町の石造物群は笹ノ川の西岸北部にあり、先に報告を完了した鑄物師地区の北二〇〇メートル程の所に存在する(地図1参照)。現在は禅宗寺院永建寺墓域西南の一角に「松川地蔵」として合祀され、氣比神社から西に延びる道に面している。この道路は比較的近年開通したもので、その際に整理・集積された石造物群が永建寺脇に集められたのである。永建寺無縁墓石群の様相を呈しているが、禅宗との関係を示唆するものは多くなく、ひとまず永建寺とは切り離して考えた方がよからう。題目を記す石造物が多く見られるという特徴からすれば、むしろ鑄物師地区の石造物群に近い構成を持つ。

石造物群の大半は屋根と囲いからなる屋外の施設に集積されているが、一部のは小屋内に合祀され、「若越八拾八ヶ所第八拾六番札所鑄物師松中地蔵菩薩」とされている(口絵および文中の全景写真参



地図1 敦賀 (1/25000、国土地理院、昭和51年)

照)。小屋は比較的近年のもので、屋内屋外の区分には大きな意味はなく、全体を群と見なして差し支えない。

合祀形態は屋内・屋外とも中心に主尊を安置する(次頁写真No. 207・250)。これは当初より主尊として祀られるような石仏があったわけではなく、他より大きい石仏を信仰の中心に据えているようである。屋内の主尊は殊に大きく立派であるが、かつては現在地より鋳物師地区よりの路傍にあったということである⁽⁵⁾。

石造物群全体の特徴は、身部に五輪塔、笠塔婆や文字を刻出することである。刻まれている銘文は比較的磨滅が少なく、かなりの程度判読しうる。これは、鋳物師地区の石造物と同様、土中より掘り出されたものが多いことによるのであり、『敦賀郡誌』に「永建寺裏門外發掘〔大正三年十二月〕」などと注記がなされている如くである。

この松島の石造物群についての先行研究は、右記の『敦賀郡誌』(一九一五年)⁽⁶⁾のほか梅原末治氏(一九一五年)⁽⁷⁾、近年では増永常雄氏(一九七九年)⁽⁸⁾、橋詰久幸氏(一九八一年)⁽⁹⁾によるものがある。但し各論は石造物中の優品を数点取り上げているにとどまり、松島石造物群について論じたものではない。そこで本稿第一章では松島石造物群を悉皆的に取り上げ、その性格と特徴を検討したい。

1 調査の方法

調査は一九九八年七月十日より十二日の三日間(曇天、一時雨)で行った。松島町の合祀場所は屋外と屋内に分けて石造物を安置するが、屋外・屋内の順で群全体を調査した。屋外の石造物群は雛壇状に設けられた安置場所に整然と安置されるものと、後に運び込まれた石造物を集積したものからなる(次頁写真「全景(その2)」参照)。後者については極力記録に努めたが、一部の石材破片は省略した。

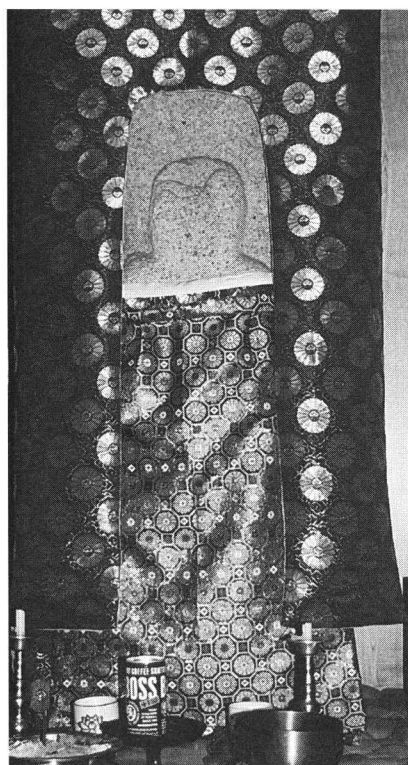
各石造物は固定されておらず移動可能で、後日特定できるとは限らな



全景(その2)：松川の板碑・石仏群は屋外と屋内に合祀される。屋外の合祀場所(左)には「松川地蔵」とする額がかかる。屋内の合祀場所(右)は若越八十八カ所第八十六番札所である。

いが、仮番号を付した。手順は雛壇の正面向かって左側下段右端から上へ、右側下段右端から上へ、屋内安置の石仏、屋外両脇の石造物の順で番号を付した。

個々の石造物は法量(縦・横幅・奥行厚)、外形(笠塔婆・一石五輪塔・板碑型・石龕型)、身彫刻(五輪塔・笠塔婆・文字、単塔・双塔の別)、記銘等を調査した。⁽¹⁰⁾ 銘文を持つものは拓本をも採取した。調査の結果に先行研究との関係を示したものが表1である(後掲)。この内、



No.250 屋内合祀場所の主尊



No.207 屋外合祀場所の主尊

優品については口絵で取り上げ、その他指標となる外形を持つもの、銘文をもつなどは後掲の図版に取り上げた(表1Noのゴチック数字)⁽¹¹⁾。照合困難な個体も含めて数点の既知石造物が今回調査できなかったのは残念であった。⁽¹²⁾

2 分類

個々の石造物の流通を考える上で、石の形態的特徴や材は有力な手が

かりを与えてくれる以上、何らかの分類を施す必要はあろう。⁽¹³⁾しかし、松島石造物群は、細部に至る多様性があり、細分化しすぎることは分類そのものの意味を失う可能性がある。そこで、個々の石造物をあえて分類せずに、表1の項目に基づいた分類上の問題点を述べておくことにする。⁽¹⁴⁾

a 外形および頂部の形態と石材の関係による分類

外形は笠塔婆・五輪塔（一石五輪塔）・板碑型・石龕型・石仏の五類型に区別でき、石材は白色の勝る花崗岩、黒色の勝る花崗岩、その他に区分しうる。石造物の外形と石材はある程度の相関が認められる。

まず、笠塔婆と五輪塔は少数で、両者とも個々の部材が亡失もしくは分解し、笠塔婆の身部や地輪のみ（石柱状の個体）が残存している。これらは堅緻な印象の、風化を生じやすい白色の勝る花崗岩から大半が作られている。亡失部分も多く、材も一樣なので外形や材による細分類は必要なかろう。

石仏も石材との関係から区分は明瞭である。表1で石仏Ⅰとしたものは、薄い赤みを帯びた白色が勝る花崗岩で作られている。この材はしばしば風化が進んでおり表面は磨滅しているものも多い。石仏の外形は楕円形で中央に石仏座像を彫りだしている。一方、石仏Ⅱとしたものは、硬質な印象を受ける黒色が勝る石材で作られている。石仏は板碑型・石龕型と分類し得るような外形・頂部を持ち、石仏と云うよりは板碑・石龕型石造物の身部に仏が彫り込まれたと解釈した方が相応しいものである。材も後者と共通のものである場合が多い。

板碑型・石龕型とするものはその外形、石材の関係から最も多様性を持つものである。共に供養塔であり、石材頂部の形態に着目して板碑型と石龕型に区分した。板碑型には頂部が山型に尖るものと丸いものがあり、石龕型は身部と別材・同材を問わず寄棟状屋根型の頂部を持つもの

とした。⁽¹⁵⁾両者の形態的特徴と多様性（分類要素）を示せば以下のようになる。

板碑型（頂部山型）

分類要素1 条線：なし・一条線・二条線

分類要素2 側枠：側枠無・側枠有・側枠上部丸形

分類要素3 底部：有・無（台座別材）

板碑型（頂部丸形）

分類要素1 条線：なし・一条線・二条線

分類要素2 側枠：側枠無・側枠有

分類要素3 底部：有・無（台座別材）

石龕型

分類要素1 屋根：屋根一体・屋根別材⁽¹⁶⁾

分類要素2 側枠：側枠無・側枠有

分類要素3 底部：有・無（台座別材）

右の分類は最低限度のものであり、より詳細に区分することは可能である。たとえば頂部が山型のものにも角度には相違があり、丸形のものにも自然石の形態を残したと思われる石材から、欠損により磨滅したまでの多様性がある。石材底部に見られる装飾（蓮華座）や整形処理の仕方（ノミ跡を何処まで残すか）等、相似するものも数点ずつ見られるが、これらは分類要素とするには及ばないものである。石龕型の屋根には、屋根の額部が突起状の角を形成し、正面から見ると板碑の条線と区別が困難になるものには注意を要するであろう。

板碑型・石龕型石造物の石材は、組成分析を実施したわけではなく目視により、黒色の勝る花崗岩・砂岩質のもの・青味を帯びたものに分類できる。それぞれが風水による影響を受けて、厳密に判断することはできない。頂部が丸みを帯びたものは水成岩系の自然石に近いものから形成されている場合が多い（No.74・119・126・136・208）。特異なものには青

味を帯びたものが一点 (No. 205、口絵カラー写真参照) 存在した。これは明らかに材が異なっている。

以上の分類は外形が完全である場合に可能で、一部欠損・中間的な形態など分類に苦勞する石造物も多い⁽¹⁷⁾。加えて石質や次項で述べる身部の彫刻までをも分類に加えるならば、細分類はかなりの数になり実効性を失ってしまうおそれがある。

b 身部彫刻と分類

石仏を除き、個々の石造物身部には五輪塔(単塔・双塔)・笠塔婆(単塔・双塔)・その他の塔(多宝塔・宝篋印塔など)・文字(題目・念仏・梵字)のいずれかが記されている。笠塔婆や五輪塔にも文字(題目や梵字)が記されている場合がある。

また、板碑型・石龕型石造物の身部に刻まれる塔形にもいくつかの類型が認められ、それらを分類要素とすると左記のようになる。

五輪塔(単塔・双塔)

分類要素1 火輪の線刻(軒厚を示すと思われる)

分類要素2 火輪の軒反(反りの大きいものと小さいもの)

分類要素3 水輪の扁平率(真円に近いものと楕円に近いもの)

分類要素4 地輪の基壇(地輪の下に更に基壇があるもの)

笠塔婆(単塔・双塔)

分類要素1 笠塔婆の塔身(長・短)

多宝塔(単塔)

宝篋印塔(単塔)

右の塔形彫刻に加えて文字(題目・梵字)が記される場合と、石造物身部に直接文字を記すものがあり、松島地区では五輪塔彫刻には梵字が刻まれ題目はなく、直接刻まれるものには題目ばかりで、梵字や念仏の

みを刻するものはない⁽¹⁸⁾。

五輪塔と身部に五輪塔を彫刻する石造物に関連して注意しておきたいのは、No. 206の一石五輪塔の形態である(写真参照)。石造物の身部に刻されているのはこの形態の一石五輪塔であって、身部彫刻のある石造物(供養塔)は塔を内包する塔ということになる。本稿は板碑の形態論について論及するものではないが、石造物の身部に五輪塔や笠塔婆を刻す行為は、各塔を建立する行為の具象化であると考えられる。五輪塔や笠塔婆の作成よりも簡便な身部への形態彫刻が普及したのであろう。

以上のa・bで述べた細分類は最低限度のものである。図版には典型的な特徴を持つものを「指標石造物」として後掲した。特徴を併記してあるので本文と合わせて参照いただきたく思う。

c 石造物の編年から見た造塔の変化と分類

つぎに表2で示したのは、身部彫刻に紀年が見られる石造物を表1から抽出したものである。石造物群の中には、紀年のないものの題目や逆修銘を持つものも多々あるが、編年を作成する観点からそれらは敢えて除外した。参考までに外形・彫刻・文字(題目・梵字)の関係は示してある。

表から直ちに一般化することには慎重でなければならないが、おおよそ次のような傾向が見られよう。

まず外形としては、笠塔婆が古く、石龕型と板碑型の混在期が続き、板碑型になる。石龕であれ板碑であれ身部の彫刻は五輪・笠塔婆・単塔・双塔とそれぞれ多様であり、外形と彫刻の相関は無いと考えて良い。

次に身部の彫刻は、笠塔婆単塔から笠塔婆双塔・五輪双塔、のち題目のみを刻むものへと変化する。このうち笠塔婆を刻すものは一例(文字磨滅の可能性もある)を除き全て題目を刻しており、五輪塔を刻すもの

表2 松島石造物群の資料編年

外形	彫刻	文字	編年	法名
笠塔婆	題目	(題目)	享徳二年六月二十二日	
笠塔婆	題目	(題目)	応永二十年	
板碑型	笠塔婆	(題目)	永享十一年九月二十〇日	
石龕型	笠塔婆双塔	(題目)	文安三年八月二十〇日/六月十二日	
板碑型	笠塔婆	(題目)	文安三年十二月二十一日	
石龕型	笠塔婆	(題目)	長祿元年八月四日	
板碑型	笠塔婆	(題目)	長祿〇年七月二十八日	
石龕型	宝篋印双塔	(題目)	寛正四年十月二十九日/八月十二日	連名
板碑型	笠塔婆双塔	(題目)	文明三年二月三十日	
石龕型	笠塔婆双塔	(題目)	文明六年十一月〇〇/二月〇四日	連名
石龕型	多宝塔	(題目)	文明十五年八月吉日	連名
板碑型	題目	(題目)	文明十七年二月十五日	連名
石龕型	笠塔婆	(題目)	明応元年十二月八日	連名
一石五輪塔	梵字	(梵字)	明徳十年三月二十二日	連名
石龕型	五輪双塔	(梵字)	永正十一年七月二日	連名
板碑型	五輪双塔	(梵字)	大永〇年三月	連名
石龕型	笠塔婆双塔	(題目)	天文九年八月二十九日	連名
板碑型	笠塔婆双塔	(題目)	天文十一年二月二十四日	
板碑型	題目	(題目)	天文二十四年六月四日	
板碑型	梵字	(梵字)	/二十三年二月二十四日	
板碑型	題目	(題目)	永祿元年正月十二日	
板碑型	題目	(題目)	永祿五年三月五日	
板碑型	笠塔婆	(題目)	永祿十年一月十一日	
(年未詳のもの)				
笠塔婆	題目	(題目)	〇〇二年二月〇日	
板碑型	題目	(題目)	六月二十八日/十二月二十日	連名
石龕型	笠塔婆双塔	(題目)	十月〇六日	連名
板碑型	題目	(題目)	〇月十二日/〇月十七日	連名
石龕型	題目	(題目)	〇月	
板碑型	題目	(題目)	二十五日/二十九日	連名

は梵字を刻む相関が見られる。梵字は宗派を特定し得ないが、笠塔婆すなわち題目を刻むものは法華宗関連遺物と断定できる。また、表には連名法名の有無についても示したが、双塔の発生と連名の法名の発生がほぼ同時に見いだされる点は注意を要する。五輪であれ笠塔婆であれ、塔のそれぞれが各個人の供養塔を意味しており、その合祀形態を双塔として具象していることを裏付けていよう。推測を許されるならば、当初笠塔婆として造立されたものが、板碑型もしくは石龕型の身部に取り込まれる形で彫刻され、個人供養から夫婦の合祀という供養形態の変化に伴って双塔の形態が生じたものであろう。

この傾向は、別稿で触れた鑄物師地区の編年構成とほぼ同一の結果でもある。

3 松島石造物の造立主体

最後に松島石造物群の造立主体(宗派性)について考えなければならぬ。問題は雄弁な資料と寡黙な資料をどのように扱うかということである。つまり、紀年銘のある石造物遺物は大多数が題目を持ち、笠塔婆を刻む法華関連遺物であるということである(前項参照)。多宝塔を彫刻するものも題目こそ記していないが、塔の性質から法華関連のものであろう。これら法華関連の遺物が、たまたま文字を記すことが多くて題目や寂年を刻んでいるのか、あるいはこの事実を松島石造物群の宗派構成比全体に投影して良いのか、判断に苦しむ。結局法名と年記のみでは宗派性を特定するには至らず、題目か念仏かといったこと位しか宗派云々には結び付かない⁽¹⁹⁾。前項の結果から、笠塔婆を刻む石造物は法華に関連し、五輪塔を刻む石造物は関連しないと云うわけにもいかないし、法華のものだけが紀年を持つことが多いとも言えない。同じ越前でも、一乗谷石塔群の天台宗真盛派の造塔に見られる如く反証は多い。年号を記す中にも禅宗関連のものは存在する。松島のものでもNo188(二道珍上

座」とNo205(「永春首座」)の二点がある。首座も禪宗の用語であり、上座は法騰の高い上位僧というよりは曹洞宗の僧階とみなしたほうがよく、地理的条件からいっても永建寺に關係するものであろう。²⁰⁾

五輪塔彫刻と法華宗の關係も、能登の金榮山妙成寺、金沢市三谷地区の本興寺、後に触れる河野浦常慶寺にも合祀されており、題目を記す徴証のないものの法華関連とする可能性を妨げるものではない。²¹⁾

以上の事実から、松島地区の石造物群が多数の法華関連遺物を含むことは、石造物全体の造塔主体をある程度反映していると考えたい。鑄物師地区の石造物と同様な紀年分布を示すこと(「応永年間」永禄年間)、永建寺に關係する石塔が少ないことなどからも、石造物が鑄物師地区の石造物群と同様の性質を持つものといえるのである。

②北陸における法華信仰の展開

敦賀に認められる法華信仰の精神的基盤が、果たして敦賀固有のものなのか、朝倉政権との関連を見だし越前全体に広範に見いだしうるものなのか考察を加えてみたい。

1 一乗谷の法華信仰

朝倉氏が天台宗真盛派を優遇したことはよく知られている。が、同時に朝倉一乗谷からは法華関連の遺物が多く出土している。²²⁾朝倉氏が一向宗に對峙する勢力としての天台宗真盛派と取結ぶのであれば法華宗に對しても同様の優遇關係を持つ可能性はある。特に城戸ノ内、朝倉館に近い八地谷・道福谷からは法華の題目を刻んだ五輪が多数検出されている。仮に題目(南無妙法蓮華經)を部分的にはあれ記すものを数えると一四二点に及び、一宗派のものとしては決して少くはない。

法華宗側が朝倉氏による擁護を目指して一乗谷に進出したことは容易

に推し量られ、同時代史料ではないものの宗派進出の徴証が得られる。

「本勝寺歴譜」²³⁾は近世の編纂物であるが、「同年(「応永三十四年」)六月付当寺(敦賀本勝寺)於覺圓律師為第二祖、而日従上人者退当地、趣一乗ヶ谷朝倉城下而、為妙法伝弘建於一宇、号二木山正法寺矣、於是靈場、専折伏弘通焉」とあり、敦賀本勝寺の日従が折伏弘通を目指して朝倉一乗谷に正法寺を開山した旨が記されている。この日従は「永享三年辛亥正月二十八日、於越前一乗ヶ谷正法寺、日従上人遷化、行年八十三歳也」とされ、晩年まで一乗谷で弘通したものと思われる。その後の本勝寺と一乗谷の關係は「本勝寺歴譜」には見られないが、信仰の素地は十分提供し得ていたであろう。

近藤喜博氏の紹介される「天文十二年記」および「日本書紀抄」と「蒙求」の奥書によれば、²⁴⁾天文年間に慶隆院という法華宗の僧侶が一乗谷において清原宣賢から講義を受けている。關係する部分を示せば以下のようになる。

清原宣賢自筆天理図書館本「日本書紀抄」奥書(關係部分のみ)

(中冊)

天文十一年六月六日、於越前国一乗谷慶隆院「日蓮末弟」講之、毎朝講之、十三日上卷講畢、八ヶ度、同九月八日講始、十五日終八ヶ度、日蓮末葉金剛院発起、

(下冊)

天文十一年六月十七日、於越前国一乗谷慶隆院講畢、

同年九月廿一日、於越州金剛院発起、

上冊や下冊には他にも天文十二年や十五年の年記を持つ奥書もあるが、法華宗關係と断定しうるのはこの天文十一年の一連のものだけである。宣賢は法華の僧に限って講読したのではなく、「興雲軒新講之藏主発起」などと禪宗の僧侶にも講じている。

右記に登場する慶隆院は、おなじく清原宣賢自筆京大本「蒙求」奥書

に「天文十四年四月十四日、於一乗谷慶隆院講始之、六月十四日講習、三十七度全部相終」として登場する。

以上のような、一乗谷における法華宗寺院での学問と諸本の書写は永祿年間まで徴証が得られ、「因縁抄・六難九易」奥書に「永祿拾年極月十八日 羊刻二書畢／日守（花押）／於越前一乗谷教得寺」とある⁽²⁵⁾。教得寺は同寺縁起（福井市に移転現存）によれば、一乗谷道福谷口より移転した教徳寺である⁽²⁶⁾。

右記に挙げた慶隆院は「文明十二年記」五月五日条において、府中祭見物の際の記事に登場する。

府中祭為見物、家君御供申、今日、自一乗谷罷出府中畢、興隆寺之内「法華堂也」、行光坊落付者也、自兼日慶隆院「法華宗、家君別而御知者也」彼坊之儀被申合者也、昨日依雨今日祭延引、

この日、記主枝賢は府中祭見物のために家君宣賢の御供をして府中に出かけており、府中での逗留先は法華宗の堂である興隆寺行光の坊である。そしてこの坊の手配は、家君が昵懇である慶隆院が行っている。

この慶隆院は他には傍証となる史料は残っていないが、京都本隆寺五世慶隆院日誦であろうかと思われる。日誦は永祿元年六月二十四日に七三歳で寂し時代的にも符合する。本隆寺は、開祖（常不輕院日真）自らが改宗させた由緒寺院として平等会寺、本興寺、本境寺の三本山をその末寺として越前国に持ち、平等会寺は朝倉義景の信仰を得ていたとされる⁽²⁷⁾。このような北陸布教の指向性を有していた本隆寺の門流の足跡が一乗谷に見られても不思議ではない。

ところで『一乗谷石造遺物調査報告書』（I）によれば⁽²⁸⁾、朝倉氏の屋敷に近く、付近から法華関連石造物が多数出土する八地谷のY一五四（六一×四一・八×一四）には題目を身部中央に刻み以下の法名が刻まれた板碑が見つかっている。

妙法蓮華經 七世父母六親眷屬／妙含・妙慶・妙陽・妙光・妙福・

妙報／日英・妙蓮・宗椿・妙徳・妙性・妙陰／英林・天沢・妙因・妙果・善習・妙全／子春・妙泉・妙縁・妙本・妙菊・妙繁逆修

英林の名を刻むこの板碑は、朝倉氏に関係あるものであることが予想される。外形も他と比べてさほど大きいものではないが、法名が数多く記載されている点は注意を要すべきである。題目を記すこの板碑をどう理解すればよいのであろうか。

紀銘法名のうち英林・子春・天沢の他は詳らかにし得ないが、これらは明らかに朝倉氏歴代の法名であり、英林は初代孝景（英林宗雄）、子春は二代氏景（子春宗孝）、天沢は三代貞景（天沢宗清）に該当しよう。四代孝景（大岫宗淳）以降の法名が見られないことから、孝景の代に造立されたと考え得るか、明らかにし得ないその他の法名は一族の者であろう。

彼ら歴代の四字から成る法名を見れば明らかのように、その主たる信仰は禪宗のものである。にもかかわらず、法華（題目）の板碑が存在するのは、信仰のある部分の役割を法華宗が担っており、それにより題目を刻む板碑を建立したと考えられる。先に見た慶隆院の活躍といい、朝倉氏がある側面において法華宗を庇護した例である。

そこで注意したいのが、法華經の験力に基づく当時の信仰である。たとえば「朝倉始末記」には⁽²⁹⁾、

又小雨降り風冷シテ、雷電輝々トスル時ハ、必ズ日中ニモ合戦スル音ノ聞ヘケルト、世上ニ賛歎シケル間、増信上人豊原寺ノ衆僧ヲ催テ、於帝釈堂法華經ヲ昼夜読誦アリ、「卒塔婆ヲ立テ、廻向アリケレバ、其ノ翌日ヨリ閑声モ止ヌ」ト人々申ケルナリ、去バ塔婆造立・供養ノ功德ニヨツテ、修羅モ忿怒ノ意ヲヤハラゲ、亡霊モ仏果ニイタル事、有難トゾ申ケル、

国主貞景此事ヲ聞玉ヒテ、誅死セシ亡魂ノ菩提ノ為、翌年ニ阿波賀二經堂ヲ建立ナサレ、過分ノ嘸達ヲ寄附アリ、毎年四月十七日ヨリ



地図2 敦賀・河野・府中・一乗谷へのルート
(国土地理院の地勢図に加筆)

廿六日マデ、百拾人ノ衆僧集来アリテ、法華経千部読誦在之、于今到テ不断ナル、誠是レ現世安隱^(ママ)、後生善処ノ経王、利益安民ノ要法ナリ、

とあり、永正年間の記事として、増信上人が豊原寺の衆僧とともに怨霊を調伏する記事がある。豊原寺は天台宗（現在廃寺）の寺院であるが、帝釈堂で法華経の読誦がなされていることは注意に値しよう。読経の主体は法華宗僧ではないが、塔婆・回向の験力は法華経によってもたらされており、塔婆に法華経が記され刻まれたことは確実である。また貞景が建立した経堂では法華経千部の読誦がなされており、法華経を核として堂宇の建立、法要が営まれているのである。

つまり信仰の素地としては、右のような法華経受容の構造が存在したのである。祖師信仰としての法華宗信仰というよりはむしろ法華経に対する信仰としての法華信仰が生成されていたと考えられる。「朝倉始末記」との関連で記述には注意を要するが、「朝倉氏系図」によれば貞景

の代に「其後（註：永正四年）建立於洛陽清水寺之法華堂不断経勤行、又於当国一乗谷建立経堂、毎年有千部経勤行」とあり、法華経に対する信仰の濫觴が、洛中清水寺法華堂の建立に求められている。貞景・孝景の代には法華経に対する験力の評価が朝倉当主の中でなされていたのである。

2 敦賀と河野浦

当時敦賀から府中・一乗谷に至るには木の芽峠を経由する陸路と敦賀から乗船し河野浦から西街道を進む二経路が存在した（地図2参照）。物資の輸送には海路を通るほうが容易であり、河野浦は中継拠点として運輸業が著しい発達をみせたのである³³⁾。

そこで、信仰伝達のルートとしても敦賀と今泉の地理的關係を考えてみたい。日像の上洛・北陸布教に際し、河野浦を通過したかは定かではないが、「龍華歴代師承傳」には「師行至越之敦賀津、時海村向暮、因



鑄物師No. 63 (拓本)



常栖寺石龕型板碑

憩漁家傍」とあり、西街道經由河野浦から敦賀に至った可能性が高い⁽³⁵⁾。日像の遺蹟を追う形で布教にとめた諸師にとって今泉の河野浦が教線拡充の重要なルートであったことは確かである。『本勝寺歴譜』には「応永三十三年（中略）撰州尼崎本興寺之開山日隆上人来于当地、伺其由来、趣越中州浅井郷、帰洛之節、同年八月八日今泉浦乗船給処、風波烈敷故泊色濱」とみえ、本勝寺開基の日隆が北陸布教のルートとして今泉から乗船ルートをとっていることからわかる。

ところで西街道と日本海航路の中継点である今泉の浦には法華宗寺院常栖寺⁽³⁶⁾が存在する。常栖寺は今泉浦の刀禰中屋常慶が菩提寺とした寺に起源を持つとされる。この中屋一族については流通業者としての側面から取り上げられた研究は多いものの、信仰の側面が積極的に取り上げられていない⁽³⁷⁾。今泉中屋氏の法華信仰はどのようにしてなされたのか、その淵源について述べてみたい。

中屋一族が何時法華宗に入信したかは明らかではないが、現在も境内に祀られている「常栖寺板碑型五輪塔」には「南無妙法蓮華経／慈父常慶逆修 大永三年七月廿四日／慈母秀栖 大永二年六月十七日」とあ

り、常慶の生前に信仰の濫觴が認められよう（写真参照）。この板碑は一乗谷に多く見られる一石五輪塔の形態ではなく、敦賀で見られる板碑型の供養塔であることは注意を要する。具体的には敦賀鑄物師地区に酷似する法華関連小型石造物がある。石龕型で中央に題目を刻み蓮台が突出している形態、夫婦双刻で片方が逆修銘であることなどは同様である⁽³⁸⁾。鑄物師のものが天文九年の紀年であることから、常栖寺のものとはほぼ同一の背景を持つ材であると考えられる。常栖寺にはこの他にも敦賀と共通する形態を持つ石造物があり、一方一乗谷に見られる笏谷石製の石造物もあり、両地域との通行を裏付けている⁽³⁹⁾。中屋常慶は置文を残しており、その中で寺の造立趣旨について次のように述べている⁽⁴⁰⁾。

一、此寺をつくりおき候事、我々か為はかりニてもあらず、六しんけんそく為ニて候、我々いかようニも成候ハんのちに、神五郎・与三二郎兩人して、いかようニもしゆりし候て寺をたやす候ハ、草のかけニても、まほりの神ともなり可申候、若寺たやし候ハ、草之かけまでもふかうの者たるへく候、本行坊・慶りう

坊・神五郎・与三三郎四人者共、うおと水とのことくおもひあい候て、公方・私の事も談合して、中屋と申しそんをたやさす候ハ、神ほとけも、御まほり可有候、

(四ヶ条略)

永正拾壹年五月十日 今泉中屋入道常慶 (花押)

この置文は今泉中屋入道常慶から子息本行坊・慶りう坊・神五郎・与三三郎に対して宛てられたものである。この第一条には菩提寺の造立主旨が述べられている。文脈から「本行坊・慶りう坊・神五郎・与三三郎」は常慶の息子等であると考えられ、子々孫々の繁栄と常慶夫婦なき後の協調が折念されている。この中で第一義となるのは家の結束であり、法華信仰のことについては特に明示されていない。自らが「まほり(守り)の神」となることや「神ほとけ(仏)」のご加護があるとあるばかりで、法華信仰を示唆するような文言は見られない。この点と題目を記す板碑を整合的に理解するには、教義に根ざした法華信仰に常慶ついていたと云うより、法華経の験力を期待した単なる題目信仰のみを取り入れたと考えるほうがよい。

置文に「兩人して、いかよう二もしゆりし候て寺をたやさす候ハ、」とあるのは、この両者のうちのどちらかが俗人として刀祿職を継承し、菩提寺に対して経済的援助を行うことを期待されているのであり、事実与三三郎は常慶の跡目を継いでいる。一方本行坊・慶りう坊は、すでにこの永正十一年の段階で坊号を名乗っており、僧侶として信仰の側面での役割が期待されているのである。

同置文には「孫九郎と申者、いかやうのれうけんもし候て、此寺をたやすへきたくミ条々候、これハてんまか入かハリたる者ニて候」や「与三三郎かおとくこほうしハ、てきニハなり候共、与三三郎かミかたにハなるましき者ニて候」とあり、「此寺」を絶やさうと試みている者を非難している。また他の史料では小法師に対する畑地の分与を禁止して

おり、中屋常慶は寺に対する信仰上の対立が存在することと寺領の確保に腐心していたことを暗示している。永正年間に寺の存在は確認できるわけであるが、法華宗である徴証はない。

ところで文政十三年の寺改の際に提出された文書控によれば、大本山を京都本隆寺とし、大永七年開基とする。その伝記には「但本山本隆寺四世本栖院日映聖人ハ、当浦之産ニ付、当浦へ被致閑居就、大永七年丁亥年一字建立被致候而、号常栖寺と、当年迄相続仕来候」とある⁴¹。この大永七年開基の根拠は明らかでないが、本山本隆寺の四世日映が開基という記述は注目に値する。「西野家文書」には本行坊と慶りう坊の内、本行坊に関するもの数点を含み、おそらく本行坊が常栖寺の住職を務めたと思われるが、右の伝記を信用すれば、本行坊が本隆寺の四世日映であることになる。

同じく「常栖寺文書」には「当山由緒」があり、その中でも「京都大本山本隆寺四代目、本栖日映上人ハ御俗性奉尋ハ当浦之産ニシテ、中屋入道常慶之御子息也」とある。ここには更に慶隆院についても述べられており、

映師御兄弟二人御座、御弟慶隆紹(院カ)日諦上人ハ、平等会寺御座、本山御在任障 無之、門流切秀故、本隆寺五祖ニ入紹ク、
としてゐる。本隆寺第五世が慶隆院日諦であることは他の史料からも明らかで、慶隆院の号が一致することから伝記の伝えるところは正しいとみてよいであろう。先にも述べたように、本隆寺と越前の平等会寺は本山と由緒寺院の関係にあり、慶隆院が河野浦の産として北陸布教の任に当たることも妥当である。推測を許されるならば、清原宣賢の「天文十二年記」に「慶隆院「法華宗、家君別而御知者也」とされる慶隆院は、地理的にも時代的にも中屋常慶の子息である慶隆坊に合致する。本行坊・慶りう坊とされながら、他の文書に慶りう坊が現れないのは、河野浦を離れて他の地域で布教に専念していたからであり、一時は一乗谷

にも出向いていたのである。

こうなれば朝倉と法華を結ぶ点と線がいつそう明白になる。中屋常慶の法華信仰は一乗谷と河野浦という政治・経済的な道筋に沿ってもたらされたもので、おそらくは常慶が一乗谷に赴く度に法華の題目信仰を受容していったのであろう。彼は法華の信仰を一族の結束に利用し浦の支配にも影響を与えたものと思われる。

中屋氏が、常慶以前には法華の信仰を持っていなかったであろうことは敦賀西福寺の次の文書からわかる。⁽⁴³⁾

(前欠)

大もんかと五郎殿より給候かとふミにも、京にてやかてく、御祈そくとくわたし申され候へと、かとふミのはしかきにせられて候、

田二たんの分、あいたいめてたくき進、りやうくてんたるへく候、

いさい此御そう御申あるへく候、諸事期面之時、恐々謹言、

閏二月廿八日 いまいつミ中や右衛門尉(花押)

さいふく寺まいる人々御中

(切封)

この文書は『敦賀市史』では霊供田寄進に関連させて永正十七年に排列されているが、閏二月とあるので、様式から判断しても明応五年・永正十二年の可能性が濃厚である。本紙部分が欠のため判然としない部分もあるが、内容は、大門角の五郎からの書状に京にて料足を求める旨が記されていることと、田二反を霊供田として寄進することの二点で、今泉の中屋右衛門尉から西福寺に宛てられている。前者は、大門五郎が在京しており、中屋がその手紙を何らかの流通ルートによって取り次ぐ立場にあったことを示しており、後者において霊供田の寄進主体が中屋であること、「いさい此御そう(僧)御申」とあることから、中屋は西福寺に帰依する俗人であろう。

彼は田二反を寄進しており、後生の供養を西福寺に託していたに違い

ない。とすれば、この段階では法華宗に帰依していた可能性はない。一方、常慶が置文を作成するのが永正十一年、そこではすでに菩提寺の造立趣旨を述べており、永正十二年とする年代比定は困難で、明応五年と見るのがよからう。

ここに登場する中屋は寛正六年の「内馬借中定書」に「いまいつミ中屋左衛門所へ立候て、諸事商すへからず、又左衛門所へ出候里荷、おうすへからず」として登場する中屋左衛門とどのような関係にあるかは明らかでないが、年代的には近いもので一族の者と考えられる。⁽⁴⁴⁾

ともあれ、慶長年間の赤萩村との論争に際しては、法華宝印を用いた起請文が「今泉浦刀祢」と「孫三」から提出されており、近世初頭の段階での信仰は確実な徴証が得られている。⁽⁴⁵⁾ 永正から大永年間にかけて中屋一族は法華宗へと改宗し、以後常慶の望んだ通り法華経題目への帰依を続けただけでなく、両子息は京都本山の管長にもなるのである。

おわりに

北陸法華宗諸寺院の縁起を見ると、多くの寺が同様な縁起を持つことが分かる。つまり日蓮の高弟日像の北陸布教に際し折伏されて密教寺院から改宗したというものである。加えて、十五世紀から十六世紀にかけて第二のブームと呼ぶべき北陸布教が展開され、京都各本山の諸師は日像の遺蹟を求めて再び北陸に下るのである。本稿第一章で述べた石造物の造立と分布はまさにこの時代の出来事であり、類似した石造物の北陸分布が教線の展開を裏付けていると考えた。

ところで当該期の北陸には本願寺の勢力が強大であったのはいうまでもなく、相次ぐ宗教的対立に加えて、織田信長による侵攻もある。その中で多くの法華宗諸寺院は文書類をことごとく散逸し、雄弁な史料は灰燼に帰したのである。とはいえ、石造物は完全なる破壊を免れて現在に

至っている。石造物のみから得られる情報はせいぜい年号と法名程度のものであり、限りなく少ないが、それを何とか断片的な文献史料と突き合わせ、敦賀、河野、一乗谷を結ぶ法華宗の教線の展開について述べてきたのが本稿である。⁽⁴⁶⁾法華宗の場合、宗旨の伝播が領主層の支持を得て、交通の要路に沿う形で伝播している点は他の地域でも看取できる。中屋常慶の如く港灣を管理する刀禰の入信は北陸布教を目指す法華宗にとっては重要であり布教を容易なものにし得たであろう。また刀禰職が朝倉氏の政治権力との結びつきによってもたらされるものであることを考えれば、教線の展開は朝倉による支持という政治的な裏付けを必要とするものである。一乗谷城戸ノ内に多く見られる題目を刻んだ石造物群も朝倉と法華宗との関わりの中で発生したものと考えるのである。

〔付記〕本調査に当たっては、多くの方からご教示ご協力をいただきましたが、なかでも東京女子大学教授水藤眞先生、敦賀市教育委員会文化課社会教育指導員橋詰久幸氏、同文化財調査員川村俊彦氏、区長の西岡稔氏には格別のご配慮をいただきました。記して感謝いたします。また調査実施にあたっては、筑波大学大学院科目等履修生（調査当時）の阿部能久氏の協力を得ました。ここに感謝します。

なお、本調査は一九九七年度鈴木溪学術財団奨学金、および日本学術振興会特別研究員制度（COE）による成果の一部である。

註

- (1) いわゆる板碑・笠塔婆・五輪塔・一石五輪塔等の関係と位置づけについては諸々議論もあろうが、とりあえず「石造物」として総称しておく。本稿で小型石造物としたものは、高さが六〇㎝をこえるものが稀で重量は三〇から四〇程度といったものである。
- (2) 拙稿「越前における法華信仰の展開 敦賀鑄物師地区の小型石造物考」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第七七集、一九九九年）。
- (3) 水藤眞「一乗谷の石塔・石仏」（『一乗谷史学』第五号、のち加筆修正の上、福井県教育委員会朝倉氏遺跡調査研究所編『一乗谷石造遺物調査報告書』Ⅰ 銘文集成、一九七五年、『絵画・木札・石造物に中世を読む』吉川弘文館、一九九四年、所収）を参照。
- (4) 法華宗は近世期以降、法華宗、日蓮宗といった諸派に名称分化するが、本稿では宗祖日蓮と法華経を信奉する教団の意で「法華宗」と呼ぶことにする。前掲拙稿で述べたとおり、「法華宗」の中にも教義的対立を伴う諸派が分流していたことは云うまでもない。
- (5) 近隣の方々から御教示いただいたところを総合すると、現在の合祀場所は小川に沿った湧水地であり、道路の開通に伴う小川の流路変更の際に、付近の石造物が集積・整備されたとの由である。この中には工事に伴い発掘された石造物も含まれている。
- (6) 第四編社寺古蹟第三章古蹟の項参照。「敦賀郡誌」（福井縣敦賀郡役所編、一九一五年）はのち臨川書店より復刻版（一九八五年）発行。
- (7) 梅原末治「越前敦賀郡の遺蹟遺物」（『考古学雑誌』第五卷第八号、および第六卷第四号、ともに一九一五年）。
- (8) 「越前・若狭の石造美術」（『日本海域の歴史と文化』、一九七九年）。
- (9) 橋詰久幸「敦賀市の小坂碑」（『敦賀市史研究』二号、一九八一年）。
- (10) 本稿の資料データと先行研究のデータとの間には法量と銘文の二点に若干の差がある。法量については本調査では時間的制約もあり精密な計測を行っておらず概数（五耗刻み）である。また、前回調査された後、欠損などが生じている可能性もある。銘文については完全に再読し、その後の磨滅が明らかで、文脈上不都合のない部分については一部先行研究に依った。併せて、先行研究を参照いただければ幸いである。
- (11) 表の石造物番号は図版番号と対応している。一部の重要な石造物は重複して図版掲載した。拓本や斜光を照射した方が効果的であると判断したものは石そのもの（現状）の写真ではない場合がある。

(12) 橋詰論文に掲載されながら今回の調査で発見できなかったものが二点、「敦賀郡誌」所載のもので発見できなかったものが八点存在した。橋詰論文掲載のものは、1石籠型で笠塔婆単塔を刻すもの(「南無妙法蓮華経」/文明十七年卯月八日/慈父妙善/文明十七年九月廿七日/慈母妙信/妙祐)、2笠塔婆三基を刻すもの(明応十年五月十七日)である。「敦賀郡誌」所載のものでは「永建寺裏門小川端」もしくは「永建寺」とあるもののうち、1文明十五年の五輪、2文明十九年三月十七日、3明応八年五月、4永正四年正月十一日(大正三年十二月発掘)、5永正十四年三月二十三日、6永正十五年八月十六日、7大永八年閏九月九日、8永祿九年六月、の各石造物が見当たらない。この内1は、「敦賀郡誌」に「○右日本金石年表(奥田一夫)に収録すと雖も、今同寺に於ける所在詳ならず。尚可尋」とある。両者は重複しないため一〇点が確認できなかったことになる。移設によるか、盗難によるかは知る由もないが残念である。

(13) 分類を考えるに際しては、坪井良平が木津惣墓の分類に際して用いた分類法(外形・線刻、額縁の有無)や(山城木津惣墓標の研究)「考古学」一〇一三、一九三九年、縣敏夫「板碑にみる近世墓塔の源流」(「日本の石仏」四一、特集 墓石と供養塔、一九八七年)、坂詰秀一「中・近世墓標研究の回顧と課題」(「考古学ジャーナル」二八八、一九八八年)、谷川章雄「近世墓塔の分類と編年」(「早稲田大学大学院文学研究科紀要」別冊一〇「哲学史学編、一九八四年)、同「近世墓標の類型」(「考古学ジャーナル」二八八、一九八八年)などを考慮している。

(14) 前掲拙稿では外形や彫刻などから全体を指標石造物イ〜ケに分類した(イロハ順)。しかしながら、分類を細分化しすぎたために個々のサンプル数が少ないものも出てしまった。本稿ではその点を反省し、敢えて分類を形式化せずに、指標石造物図版として特徴を示すにとどめた。

(15) 身部に同様な彫刻を持つため、板碑と石籠の区分は困難だが敢えて試みた。寄棟状の屋根を持ち太く側枠を頭わしているものは、堂に合祀された五輪等・笠塔婆などをイメージしうるため石籠(石造りの建物・祠堂)とした。この石造物について「敦賀郡誌」は堂墓式とし、橋詰氏は石籠式板碑とされる。

(16) 現状では屋根や台座を有しているものもあるが、本来は別々であったものを流用しているにすぎない。屋根・台座を別材として二材以上の石材からなる石造物の内接合部の柄を有しているものは多く、柄穴の位置関係からもそのことは確認できる(図版有、No.89・132・165)。

いま試みに記すと次のようになる(データの無い部分は記入なし：単位種)。
Na 位置凹凸(長×径/正面向かって右端/中心/左端/中心)
2 下凹(14/16)

- 5 上凸(3×4/8/22) 下凸(2×4/10/20)
19 上凸(欠損) 下凸(欠損)
26 上凸(3×3/12/11.5) 下凸(1.5×3/12/11.5)
97 上凸(欠損×4/15.5/15.5) 下凹(15.5×15.5)
98 下凸(5×5/16.5/17) ほぼは四角柱
99 下凸(3×5/17/16.5)
120 上凸(3.5×8/16/14)
125 下凸(2×6/14/12)
129 上凸(欠損/12.5/13) 下凸(2×4/12.5/12)
130 上凸(1×4/10.5/13) 下凸(11/12.5)
132 上凸(3.5×3.5/13.5/10) 下凸(4.5×5.4/11/11)
132 下凹(17.7×18) 屋根部分
134 上凸(4×4/11/11) 下凸(欠損×4/11/10)
135 下凸(1.5×3.5/9.5/9.5)
153 上凸(4×5/14/15) 下凸(6×6/15/15)
164 下凸(4×5/14/17)
165 下凸(2.5×6.5/10.5/10)
166 下凸(2.5×5/11.5/12.5)
167 上凸(欠損×4/12.5/12)

(17) 右データからは柄位置が必ずしも中央にないものがあることが分かる。

① 寄棟状の廂の外縁部が山型の上部に刻まれた条線と区別しがたい中間的なものがある。

② 箱型の身部のみが残る遺物の原形が如何なる形態であったかは推測の域を出ない。

③ 石仏に屋根が付く場合に石仏と呼ぶべきかどうか。

(18) 他地域の法華宗寺院内墓地に合祀される石造物には五輪塔を刻むものがあり、五輪塔を刻む石造物が法華関連の遺物でないことを意味しない。また人名を刻むものもある(No.188「道珍上座」No.205「永春首座」)。

(19) 石に刻まれた法名に「妙・宗・道・珍・春」等の文字が多いのはすべての宗派にいえることであり、没年と法名の両者が文献史料と一致しない限り使えるものではない。このような観点からすると、今回調査した石造物の被供養者が文献史料と一致する例はなかった。

(20) ただし「永建寺衆僧并未寺戒蠟帳」(「永建寺文書」)「敦賀市史」史料編第一巻、所収)には法名がなく不審である。同帳は得度を受けた者の名前を記すもの

- であり、天文年間までは同筆、以下書継の卷子本である。「永春」は「天正十五年丁亥二月十五日」としてみられるが、No.205には「永禄元年正月十二日」と記年があり、これが供養塔である以上同一人物とは考えられない。ただし永禄の改元は二月であるので、後日造立されたものであるかも知れない。
- (21) 能登妙成寺、本興寺には敦賀で検出したものと酷似する石造物群が分布する。これらについては別稿を予定している。
- (22) 一乗谷朝倉氏遺跡第四〇次調査では、題目を刻む石造物、木製品などが多数調査されている（北陸中世土器研究会「第7回北陸中世土器研究会中世北陸の寺院と墓地」一九九四年、など）。
- (23) 『敦賀市史』（史料編第二巻所収、一九七八年）。
- (24) 近藤喜博「越前一乗谷の清原宣賢―天文十二年記より―」（『ミュージアム』一八〇号一九六六年）。なお、史料中の割注は「」で示す。以下同じ。
- (25) 『因縁抄・六難九易』（古典文庫四九五 阿部泰郎編『因縁抄』所収）。この書は洛中の某日蓮宗寺院における法華経宝塔品の談義講説を記録したものである。なおこの奥書については身延山大学の寺尾英智助教より御教示頂いた。
- (26) 日蓮宗各派の寺伝については『日蓮宗寺院大鑑』（日蓮宗寺院大鑑編集委員会編、一九八一年）に詳しい（以下同様）。但し同大鑑は基本的に寺院からの申請に基づく記述である点は注意を要する。
- (27) 平等会寺はもと真言宗の本山であったが、永仁二年に日像の北陸弘通に際し折伏され法華宗になるとする。その後、長享年間常不軽院日真が北陸弘通をした際に本隆寺末寺となる。朝倉義景との関係は、禁制の発給によっても確認できる。
- (28) 福井県教育委員会朝倉氏遺跡調査研究所編「一乗谷石造遺物調査報告書」（『銘文集成、水藤眞氏執筆』。銘文を参照した板碑の番号は同報告書による）。
- (29) この供養塔は他のものと比べてそれほど大きくはないが、清原宣賢の墓（五輪塔）がやはり傑出して大きくないことを考えれば、不思議ではない。これら石造物が水藤眞氏の云われる「庶民のものでなく、土豪・朝倉氏家臣の末端に連なる者」（『前掲水藤論文』）のものであることからすれば当然のことかも知れない。
- (30) 『賀越蘭諍記』一（『蓮如 一向一揆』日本思想大系、岩波書店）の天文十七年三月孝景逝去の際の伝記には「此時寺舎多ク建立アリ、英林寺・子春寺・天沢寺・寿恩寺ノ塔・性安寺・遊楽寺・英仙寺・賢松院・又叡山ニモ仏宇ヲ造立アリ」とある。
- (31) 『賀越蘭諍記』一（『蓮如 一向一揆』日本思想大系、岩波書店）によった。水藤氏は前掲書の中で、この部分を「造立の契機」として取り上げておられる。本稿では、法華経が説誦されている点に注目した。
- (32) 羽咋市永光寺所蔵（『福井市史』資料編2 古代中世、所収、一九八九年）のもの。横浜市朝倉俊徳家蔵の「日下部氏朝倉系図略」では、同様の箇所が「洛陽清水寺新観音堂建立、不断経在之、於一乗経堂建立毎年千部執行」となる。
- (33) 河野浦の流通業者については廻運・馬借の存在形態といった観点から次の研究がある。
- 脇田晴子「敦賀湾の廻運について」（『日本海海運史の研究』）、刀祢勇太郎「河野・今泉の廻運について」（同上）、水藤眞「越前海岸の一小港今泉浦の中世末」（『一乗谷史学』別冊五）、佐々木銀弥「戦国時代における塩の流通」（『日本塩業大系』原始・古代・中世）、小泉義博「中世越前国における北陸道」（『日本海地域史研究』三）、同「兩浦・山内の馬借」（『武高評論』一三三）。
- (34) 「龍華歴代師承傳」は『大日本史料』の目像伝記に依った。
- (35) 『敦賀郡誌』（第四編 社寺古蹟 第二章 寺院）妙顕寺の項には「日蓮の高弟日像、帝都に上りて大に宗風を振興せんと欲し、鎌倉を發して佐渡に渡り、日蓮の靈蹟を弔ひ、能登に航し、加賀越前を教化して、翌二年（永仁二年）河野浦より敦賀に倒れり」とあり、日像が河野浦より敦賀に来たとするも、「河野浦」の部分は根拠不明。
- (36) 常慶の常と秀栖の栖をとって常栖寺と名付けられた。
- (37) 前掲の水藤眞「越前海岸の一小港今泉浦の中世末」（『一乗谷史学』別冊五）には題目を刻む板碑のことが述べられている。
- (38) 前掲拙稿（表1 鑄物師石造物）のNo.63「南無妙法蓮華経／隆純覚位天文九年三月廿九日／妙純靈逆修」参照。
- (39) 常栖寺本堂脇には石龕に取められた笠塔婆一基、供養塔二基、一石五輪塔四基があるが、常慶・秀栖のもの以外は新しい石造物である。また本堂裏には無縁蓋として板碑型で身部に笠塔婆・五輪塔・石仏・題目を刻むものが十余点存在する。これらは敦賀で見られるものと全く同一の形態的特徴を有している。法量等を含めた調査の所見は、後日あらためて報告したい。
- (40) 「中屋常慶置文」（『西野次郎兵衛家文書』『福井県史』資料編6所収）。
- (41) 文政十三年寅四月付「御改二付差上書控」（『常栖寺文書』『河野村誌』資料編、一九八〇年）。
- (42) 「中屋石衛門尉書状」（『西福寺文書』『敦賀市史』史料編第三巻所収、一九八〇年）。
- (43) 「〇靈供田一段寄進ノ記事前号文書トノ関連ニヨリシバラクココニ収ム」とする。前号文書は敦賀庄左衛門二郎の寄進状で、内容的に直接関係を持つものではない。
- (44) 寛正六年六月二十一日付。勾当原村・湯屋・別所の馬借中が商売について取り

決めたもの。

- (45) 慶長十四年五月十一日付「法華宝印起請文」(中村三之丞家文書)「福井県史」資料編6、所収)。この起請文は「法花宝印起請文之写」として「舟寄山之儀、河野と赤萩与相論御座候二付而、有やう二申上起請文之事」ではじまり血判が据えられている。また、これとほぼ同文同内容の起請文が、白崎村・妙法寺村・春日野村の連名で方便法身尊像裏に、勾当原村からは阿弥陀来迎図裏にしたためられて提出されている。それぞれの信仰による相違であろう。なお法華宝印起請文のみは原本無く、注記に「○本文書ハ「御奉書覚」ヨリ抄出シタ」とある。
- (46) 水藤氏前掲「一乗谷石造遺物調査報告書」(I 銘文集成)あとがきには「しかし、一体全体何を調査するのか? (目的)。法名と年月日しか記されていないものを調べて何が解るのか? (結果)。更に三千体ものものを、どう調査・整理して行ったら良いのか(方法・手段)」と調査に対する不安を開陳されている。このことは全く本調査にもそのまま(個体数は大幅に少ないが)当てはまることである。

(群馬県立女子大学・立正大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(一九九九年五月七日 審査終了受理)

表1 松島石造物

No.	外形	身彫彫刻	天線	側枠	頂部	総高	幅	奥行	銘文	備考	参考
30	石仏Ⅰ					42	29	17		下部欠	
29	板碑型	五輪塔	○	○	丸形	17.5	19	10.5		下部欠	
28	石仏Ⅰ				屋根型	32	25.5	16.5		下部欠	
27	板碑型	五輪塔				33	22	13		下部欠	
26	石龕型	笠塔婆		○		32.5	23.5	11	南無妙法蓮華経／逆修妙隆／浄圓聖霊／明應(徳力)元年十二月八日	屋根台座別材、笠塔婆は凹刻、口絵参照	「郡」
25	板碑型	五輪塔			丸形	28	22	12		下部欠	
24	板碑型	五輪双塔			丸形	38	23	9.5		上部欠	
23	板碑型	五輪塔			山型	36	18	12.5		上部欠	
22	板碑型	題目		○		37	18	14	南無妙法蓮華経／無二亦無三／除佛方便(説)／文明十七年二月十五日／妙行／聖住	口絵参照	「郡」、橋詰48
21	板碑型	五輪塔	○			42	24	15	妙聖禪門／□□禪□	五輪は扁平	
20	板碑型	五輪塔				43	23	12		右半分欠	
19	石龕型	題目		○		39	30.5	14	南無妙法蓮華経／□□／□□／□□	屋根台座別材	
18	石仏Ⅰ					41	24	17.5			
17	板碑型	五輪塔	○		丸形	49	27	13.5		下部欠	
16	板碑型	五輪塔			丸形	51	22.5	14.5			
15	板碑型	五輪双塔			山型	51	26.5	15		上部半欠	
14	板碑型	笠塔婆	○	○	山型	16	21.5	16			
13	板碑型	石仏		○	山型	48	24.5	16	梵字	額部突起有	
12	板碑型	五輪塔		○		50	23	16		上部欠	
11	板碑型	五輪双塔				25	24.5	11		上部欠	
10	板碑型	五輪塔				27	18	10.5		上部欠、コンクリートで固定	
9	板碑型	五輪双塔		○	山型	34	28	18		下部欠	
8	板碑型	五輪塔			山型	34	24	15		下部欠	
7	板碑型	五輪双塔				44.5	25	14.5		上部欠	
6	板碑型	五輪双塔	○		山型	45	24.5	15		側部小欠	
5	石龕型	宝篋印双塔		○		37	30	12	南無妙法蓮華経妙金禪門／八月十二日／南無妙法蓮華経妙好禪尼／寛正四年十月二十九日	屋根・底部別材、口絵参照	「郡」
4	一石五輪					31.5	12	12		火水地輪	
3	石仏Ⅰ					48	23.5	12			
2	石龕型					10	30	17.5		屋根部分のみ	
1	石仏Ⅱ					28	21	13.5		下部欠	

No.	外形	身彫彫刻	天線	側椀	頂部	総高	幅	奥行	銘文	備考	参考
64	板碑型	五輪塔	○	○	山型	65	28	19			
63	板碑型	五輪双塔			丸形	57	26	19			
62	石仏Ⅰ					46	21	16			
61	板碑型	五輪塔		○	山型	68	27	18			
60	板碑型	五輪塔			丸形	47	22	12.5			
59	石仏Ⅰ					50	29	15			
58	板碑型	五輪双塔			山型	48	26	17		五輪は扁平	
57	板碑型	石仏			丸形	47	29	12.5		石材は石仏Ⅰに等しい	
56	石仏Ⅰ					46	26	18		上部欠	
55	板碑型	五輪双塔				45	27	13.5			
54	板碑型	五輪塔			丸形	38	20	16			
53	石仏Ⅰ					25.5	22.5	20		首より上欠、近年のものか	
52	板碑型	笠塔婆		○		45	19.5	12		額部突起	
51	板碑型	五輪塔				46	19	11			
50	板碑型	五輪双塔		○	山型	42	20	15			
49	石仏Ⅰ					45.5	22.5	12			
48	板碑型	五輪塔	○	○	山型	51.5	21.5	13		五輪は扁平	
47	石仏Ⅱ					42	22	16			
46	板碑型	石仏			丸形	50	22.5	14		石材は石仏Ⅱに等しい	
45	板碑型	石仏			山型力	41	24	10.5		上部欠カ、石材は石仏Ⅱに等しい	
44	石仏Ⅰ					40	23	15			
43	石龕型	題目			屋根型	41.5	25.5	16		台座別材カ	
42	板碑型	石仏双像		○	山型	54	34	18		石材は石仏Ⅰに等しい	
41	板碑型	五輪双塔	○		山型	48	25	18			梅原45
40	石仏Ⅰ					55	23	15			
39	板碑型	五輪塔		○	屋根型	60	21	13.5		五輪に基壇有り	
38	板碑型	笠塔婆	○		山型	54	21	17		笠塔婆に基壇有り	
37	板碑型	笠塔婆双塔	○	○	山型	69.5	26	15			
36	板碑型	五輪双塔			山型	40	20.5	9		五輪は扁平	
35	板碑型	五輪双塔	○		山型	45	20	13		上部小欠、五輪は扁平	
34	板碑型	五輪双塔			山型	48.5	25	14			
33	板碑型	五輪塔		○	山型	49	21	15		五輪に基壇有り	
32	板碑型	石仏		○	山型	42	24	19		石材は石仏Ⅰに等しい	
31	板碑型	五輪塔		○	丸形	44.5	20	18		外形は自然石に近い	

98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	
板碑型	石龕型	宝篋印塔	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	石仏Ⅰ	石龕型	板碑型	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	石仏Ⅰ	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ(Ⅱ)	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型	
五輪双塔	多宝塔		五輪塔	五輪塔	五輪塔	笠塔婆	五輪双塔		笠塔婆	石仏	五輪塔				五輪塔			笠塔婆				五輪塔	題目	五輪塔		題目		五輪塔			五輪塔		五輪塔	
○					○																	○	○							○			○	
○	○					○			○									○				○	○							○			○	
山型			山型	山型	山型	山型	山型			丸形	山型				丸形			山型			丸形	山型	山型	丸形	山型			丸形			山型		丸形	
50	47.5	45	44.5	50	53	37	44	42	37.5	44.5	38	39.5	44	37	46	36	36	59	37	41.5	27	29	44	30	39.5	32	34.5	27	38	70	60	55	69	
33.5	31	14	20	20	23	18	24.5	20	26	21	20	21	26	22	21	26.5	23	21	23.5	21.5	17	20.5	23	18	24	24	19.5	19	26	27	27	29	23	
20	13.5	14	13	12.5	13.5	13	12	10.5	12	15	12	13	18	11	12	10	11	12	16	14.5	7	16	10	12	10	10	10.5	10.5	11	15	15	23	12	
梵字／梵字	祐珍／浄徳／延妙／延信／文明十五／八月吉日								南無妙法蓮華経／長祿元八月四日													梵字	南無妙法蓮華経／□□□	梵字	南無妙法蓮華経／妙典靈／六月廿八日／南無妙法蓮華経／妙穩靈／十二月廿日						梵字／□□／□□			
台座別材	口絵参照 屋根台座別材、多宝塔少欠、	屋根から下欠	93・94・95は類似形	93・94・95は類似形	93・94・95は類似形		五輪は扁平		屋根台座別材	石材は石仏Ⅱに等しい					右上部欠						磨滅甚し			五輪は扁平、下部欠				五輪は扁平			上下別材の石仏を接合する	下部に連弁を刻す、極めて裝飾的、口絵参照		
	梅原7-3																																	

No.	外形	身彫彫刻	天線	側枠	頂部	総高	幅	奥行	銘文	備考	参考
131	板碑型	五輪塔			丸形	40	23	14			
130	石龕型	題目		○		34	26	11	南無妙法蓮華經／逆修／妙祐	屋根台座別材、口絵参照	
129	石龕型	五輪双塔		○		31	24.5	9	梵字／妙清／道（蓮カ）珍／梵字	屋根台座別材	
128	板碑型	五輪塔			山型	36	24	14		下部欠	
127	板碑型	五輪塔				35	21.5	12		五輪は扁平、上部欠	
126	板碑型	五輪塔			丸形	34	14	10		五輪は扁平	
125	石龕型力	笠塔婆双塔		○		27	26	12	南無妙法蓮華經／十月□六日／妙□	上部欠、台座別材	
124	板碑型	五輪塔			山型力	29.5	20	11.5		上部欠	
123	板碑型	五輪塔				40	16.5	11.5		上部欠	
122	石仏Ⅰ				山型	42	28	13			
121	板碑型	五輪塔	○			45	22	12.5			
120	石龕型	笠塔婆双塔		○		38	30	10	經 妙壽禪尼／經 善徳禪門／天文九年／八月廿九日	屋根台座別材	
119	板碑型	五輪塔			丸形	46	18	11		外形は自然石のまま	
118	板碑型	五輪双塔		○		43	28	15		上部欠、文字有るか	
117	板碑型	五輪双塔		○		42	22	14	宣阿／□阿	上部欠	
116	石龕型力	五輪双塔		○		27	25.5	8	梵字／梵字	上部欠、台座別材	
115	板碑型	笠塔婆	○	○	山型	32	26.5	12		下部欠	
114	石仏Ⅰ					28	27	15		下部欠、石材は石仏Ⅱに等しい	
113	板碑型	石仏			山型	22	21	10			
112	板碑型	五輪双塔			山型	29	21	13			
111	板碑型	五輪双塔		○	山型	22	19	9	梵字／梵字	下部欠	
110	板碑型	五輪三塔		○	山型	28	28.5	11.5	梵字／梵字	下部欠	
109	板碑型	笠塔婆双塔	○	○	山型	30	24.5	12.5	南無妙法蓮華經	下部欠	
108	板碑型	五輪双塔				32.5	26	12	梵字／□源／妙春／梵字／文□／逆修	上部欠、下部に連弁刻す	
107	石仏Ⅰ					16	23	10		部分	
106	板碑型	笠塔婆双塔	○		山型	37	28	12.5	南無妙法蓮華經／南無妙法蓮華經	下部欠	
105	板碑型	五輪塔			山型	26	21.5	10.5	梵字	下部欠	
104	石龕型	笠塔婆双塔		○	山型	35	27.5	11.5		屋根台座別材	
103	板碑型	五輪塔			山型	44	19	11		表面磨滅甚し	
102	板碑型	五輪塔	○	○	山型	45	23	13.5	梵字		
101	板碑型	題目			山型	14.5	28	13	南無妙法蓮華經／妙□／□月□日／□月□日／□月□日		
100	板碑型	五輪塔			丸形	52	23	15.5	南無妙法蓮華經／妙壽／天文廿四日／妙勝靈	下部に連弁を刻す、額部突起、口絵参照	
99	板碑型	題目		○	山型	73	33.5	14	南無妙法蓮華經／妙壽／天文廿三日／廿四日／妙勝靈		

164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	
石龕型	板碑型	板碑型	石龕型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石龕型	石仏Ⅰ	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型	板碑型	石仏Ⅰ	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型	板碑型	石龕型	板碑型	石龕型	
笠塔婆双塔	笠塔婆	題目	石仏立像								五輪双塔		五輪塔									五輪双塔	石仏双像					五輪塔	五輪塔	五輪双塔	石仏	笠塔婆双塔	
	○	○																				○							○	○		○	
屋根型	山型	山型											丸形									山型						丸形	山型	丸形	丸形		
50.5	63.5	61	41	43	39	40	41	45	48	48	36.5	38.5	35	37	41	44.5	40	39	38.5	47.5	30	48	54	52	52	47	40	18.5	39	32	37	35.5	
29.5	24	26.5	29	26	28	27	28	26	30	29	29	24.5	19	26	24.5	24	25	28	21.5	26	29	23.5	29	30	25	27	33	19	19	22	24	23	
16	14	17	13.5	13	14	13	14	13	12	16	12.5	13.5	12	13	15.5	12	11.5	13.5	11	12.5	13	12	14	14	14.5	14.5	18	11	11.5	11	11	11	
安三年八月廿日 南無妙法蓮華経 南無妙法蓮華経 南無妙法蓮華経	南無妙法蓮華経 妙行霊 永禄十一年十一月十一日	南無妙法蓮華経 妙延聖霊廿五日 妙観聖霊廿九日									梵字／祐源禪門 梵字／妙慶禪尼 永正拾一天七月二日																		梵字／惠勝	梵字／妙正 梵字／道蓮		南無妙法蓮華経 妙道 文明六年十一月 南無妙法蓮華経 文明六年(八カ)年二月 四(十六カ)日	
台座別材	右上部・左下部欠	下部に蓮弁を刻す	屋根台座別材、石材は石仏Ⅰに等しい								屋根台座別材		磨滅甚し								磨滅甚し	下部欠		上部欠、石材は石仏Ⅱに等しい	石材は石仏Ⅰに等しい			下部欠	台座別材	屋根台座別材	石材は石仏Ⅱに等しい	屋根台座別材	
	梅原7-4、 〔郡〕										梅原7-1、 〔郡〕																						〔郡〕

No.	外形	身彫刻	天線	側柱	頂部	総高	幅	奥行	銘文	備考	参考
199	板碑型	五輪塔	○	○	山型	58	23	10	梵字		
198	石仏Ⅰ					55	26	15			
197	板碑型	笠塔婆	○	○	山型	54	25.5	13.5	南無妙法蓮華經／長祿□(寛正二カ)年七月廿八日	石材は石仏Ⅱに等しい	〔郡〕カ
196	板碑型	石仏			山型	51	24	12			
195	板碑型	五輪塔			山型	34	16	12			
194	板碑型	五輪塔			丸形方	38	20.5	13		五輪は扁平	
193	板碑型	五輪塔			山型	44	21	11.5			
192	石仏Ⅰ				丸形	40	25.5	6.5			
191	板碑型	五輪塔			丸形	40	18	12		五輪は扁平	
190	石仏Ⅰ				山型	39	26.5	12			
189	板碑型	五輪双塔	○		山型	48	22	13			
188	石龕型	文字		○		40	30	13	道珍上座	屋根台座別材	
187	石仏Ⅱ					43	28	10		下部欠	
186	一石五輪					14	11	11			
185	石仏Ⅰ					36.5	22	11			
184	石仏Ⅰ					43	25	13			
183	石龕型	天蓋題目		○		36.5	22.5	10.5	南無妙法蓮華經日蓮大士／宗福／妙淨	屋根台座別材	
182	板碑型	石仏		○	丸形	43.5	25	7.5		石材は石仏Ⅱに等しい	
181	石仏Ⅰ					40.5	21	7			
180	板碑型	五輪塔		○	丸形	39	21.5	13.5			
179	板碑型	五輪双塔	○		丸形	45	22	12			
178	板碑型	五輪塔			山型	41	18	10		表面磨滅	
177	石仏Ⅰ					23	22.5	12		下部欠、五輪は扁平	
176	板碑型	五輪塔			山型	24	23	13			
175	石仏					26.5	23	12			
174	板碑型	五輪塔	○		山型	21	20	8	妙阿	五輪は扁平	
173	板碑型	五輪塔			山型	24.5	26	12		額部突起	
172	笠塔婆	題目		○		14	11	11	南無妙法蓮華經／享徳二年六月廿二日	笠塔婆身部のみ	
171	板碑型	五輪双塔		○	山型	16	26.5	10		下部欠、額部突起	
170	板碑型	笠塔婆双塔			山型	15	23	13	南無妙□□□／南無□	下部欠	
169	板碑型	五輪双塔				21.5	25	10.5		上下部欠	
168	板碑型	五輪塔	○		丸形	49	22	15		五輪は扁平	
167	石龕型	笠塔婆双塔				53	26	15	南無妙法蓮華經／妙宣／南無妙法蓮華經／妙信	屋根別材	橋詰46
166	板碑型	笠塔婆双塔	○	○	山型	57	25	15	南無妙法蓮華經／南無妙法蓮華經／天文十一年／二月廿四日	台座別材、口絵参照	梅原7-5
165	板碑型	笠塔婆	○	○	屋根型	57	22	18	妙蓮華經／文安三(五カ)年／十二月廿一日	右上欠	橋詰49

235	234	233	232	231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201	200			
石仏Ⅰ	板碑型	板碑型	五輪塔	板碑型	五輪塔	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型	五輪塔	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	板碑型	石仏立像Ⅰ	板碑型	板碑型	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	石仏Ⅰ	板碑型カ	板碑型	板碑型	石仏Ⅰ	一石五輪塔	板碑型	石仏Ⅰ	板碑型	石仏Ⅰ	板碑型	板碑型			
	石仏	五輪塔カ	五輪塔						五輪塔		題目	五輪塔	五輪塔	五輪塔	五輪双塔	五輪双塔		五輪塔	石仏						五輪塔	五輪塔	石仏			文字					五輪双塔	五輪塔	五輪塔	
															○											○												
																										○	○							○		○		
		丸形	丸形						山型	屋根型	丸形				山型	山型		山型	山型				山型		山型	丸形			屋根型			丸形		山型	山型			
33	36	19	15	42	14.5	51	44	54	16	38	13	13	23	32	57	32	32	52	48	21	40	30	49	38	28	27	41.5	69	50	55	50	42	38	52	44			
23	26	16.5	15	18.5	14	39	28	33	14.5	28	16	23.5	18	20	25	25	23	20.5	21	19	19	31	19	22	22	19	26	34	15.5	25	24	27.5	25	24	21			
13	10	15.5	15	10	14	16	11	11.5	10	28	10	13	8	13	12	18.5	11.5	9.5	12	12	12	12	19	14	12	10.5	14	22	14.5	11	18	13	15.5	17	13.5			
			梵字	梵字																									梵字／妙口／明応十年／三月廿二日	梵字／永春首座／永禄元年正月十二日								
小屋内に合祀	石材は石仏Ⅱに等しい、小屋内に合祀	下部欠	地輪部分のみ、梵字を刻む	地輪部分のみ、梵字を刻む					下部欠	地輪舞分のみ	下部欠	下部欠	上部欠	上下欠		左下少欠			石材は石仏Ⅱに等しい					右下欠	上部欠	下部欠	石材は石仏Ⅱに等しい	合祀場所の中心地藏		石材特異、口絵参照		表面荒れ		額部突起				
																													橋詰48									

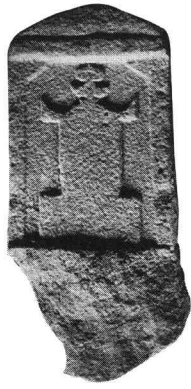
No.	外形	身彫刻	天線	側枠	頂部	総高	幅	奥行	銘文	備考	参考
260	板碑型カ	題目		○		18	10	14	華経、法悟	身部のみ、上部、右半分欠	
259	石龕型	題目カ		○		35	24.5	14	南無□□華経□月□□逆修	屋根別材カ、表面剥離	
258	板碑型	題目カ			山型	15	13.5	10	南無	下部欠	
257	石龕型	笠塔婆		○		22.5	23	10	無妙法蓮華経／妙壽逆修／妙禪靈位	台座別材、上部欠	
256	板碑型	題目		○	丸形	59.5	22.5	13.5	南無妙法蓮華経／成椿靈／永禄五年／三月五日／逆修妙本(珍カ)	額部突起	
255	石龕型	宝篋印塔		○		18	25	9		上下部欠	
254	石龕型	宝篋印塔		○		19	27	12	妙□逆□(修カ)	屋根別材、下部欠	
253	笠塔婆	題目		○		35	14	13.5	南無妙法蓮華経／授与之法名／応永廿年	身部のみ、下部欠	
252	笠塔婆	題目		○		24.5	13.5	13.5	南無妙法蓮華経／妙□□妙靈位／□□二年二月□日	身部のみ	
251	板碑型	笠塔婆		○		46	28.5	13	妙法蓮華経／祐信禪尼／永享(禄カ)十一年／九月廿□日	上部欠	
250	石仏Ⅰ					123	50	29		松中地藏菩薩として小屋内に合祀されるもの主尊	
249	石仏Ⅰ					38	28	11.5		小屋内に合祀	
248	石仏Ⅱ					22	19.5	10		小屋内に合祀	
247	板碑型	石仏				36	23	9		石材は石仏Ⅱに等しい、小屋内に合祀	
246	石仏Ⅰ					24	23	11.5		小屋内に合祀	
245	板碑型	石仏				33	25	11.5		石材は石仏Ⅱ等しい、小屋内に合祀	
244	石仏Ⅰ					31	22	8		小屋内に合祀	
243	石仏Ⅰ					36	25	11		小屋内に合祀	
242	石仏Ⅰ					34	24	11		小屋内に合祀	
241	石仏Ⅱ					37	24	8		小屋内に合祀	
240	板碑型	石仏			屋根型	35	20	17		石材は石仏Ⅱに等しい、小屋内に合祀	
239	石仏Ⅰ					39	27	11.5		小屋内に合祀	
238	石仏Ⅰ					33	21	12.5		小屋内に合祀	
237	石仏Ⅰ					38	29	12		小屋内に合祀	
236	石仏Ⅰ					31	21	12.5		小屋内に合祀	

*法量は、おおよその寸法を五耗単位で計測し、石材の最大寸法を採寸した。材によっては先行研究所載の寸法とわずかに差異を生じている。
*銘文は、現在では判読不可能になった箇所を先行の諸研究で補った所がある。
*表中、「郡」とあるのは「敦賀郡史」(一〇七二―七三頁)を、「梅原」とあるのは「考古学雑誌」所収の梅原論文(四四頁)を、「橋詰」とあるのは「敦賀市史研究」所収の橋詰論文を指し、梅原・橋詰論文にあっては掲載頁を示した。

指標石造物



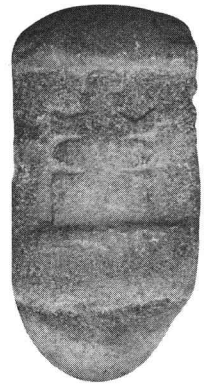
No.97 石龕型多宝塔



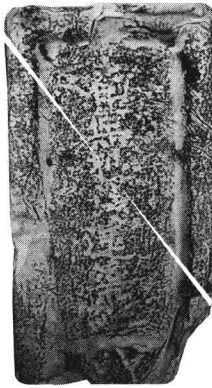
No.52 No.38 (条線・側杵有)



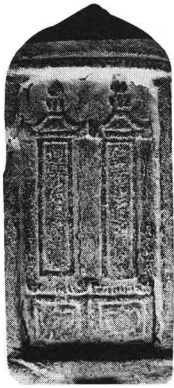
No.34 板碑型五輪双塔



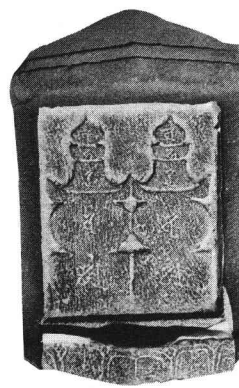
No.23 板碑型五輪塔



No.172 笠塔婆 (身部)



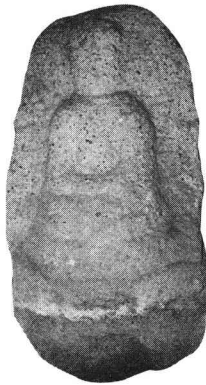
No.166 板碑型笠塔婆双塔



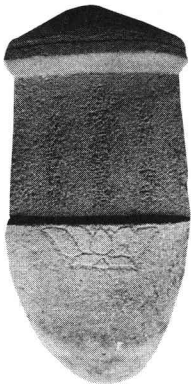
No.98 同上 (条線・側杵有)



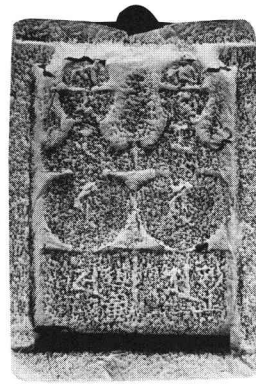
No.21 同上 (条線有)



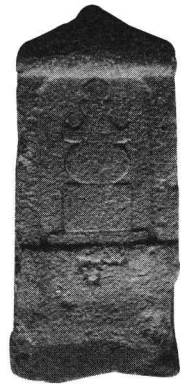
No.40 石仏 I



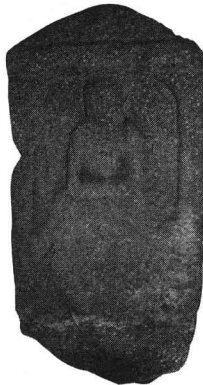
No.162 板碑型題目



No.134 石龕型五輪双塔



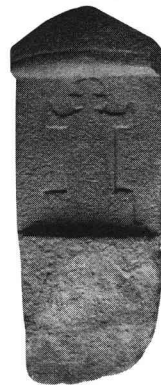
No.33 同上 (側杵有)



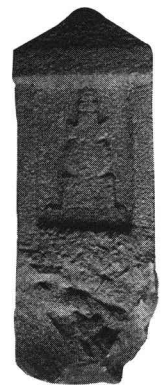
No.13 石仏 II



No.130 石龕型題目



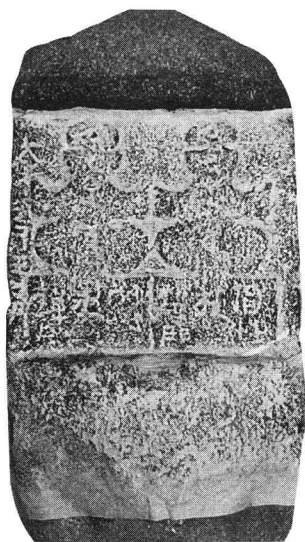
No.38 板碑型笠塔婆 (条線有)



No.39 同上 (条線側杵有)

凡例

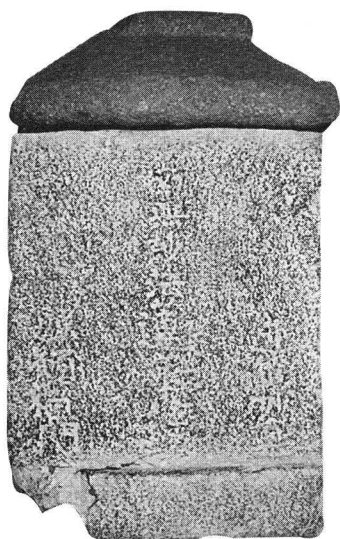
- 一、松川石造物群のうち優品のみを掲げた。番号は本文表1の番号(ゴチック)と対応している。
- 一、碑に応じて、或は原石のまま、或は拓本を示した。
- 一、碑の一部は、トリミングを施してあり全体を示していない。



No.41



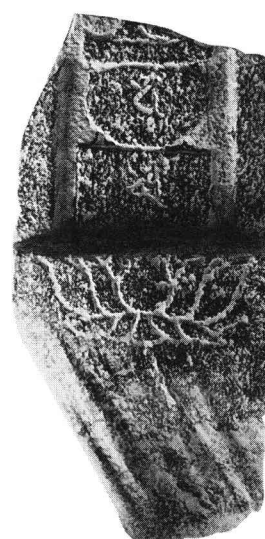
No.21



No.43



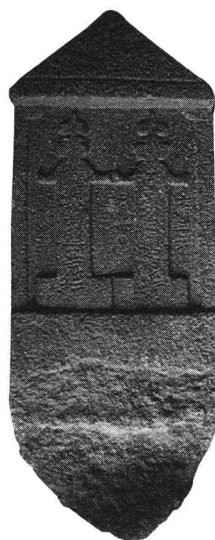
No.22



No.12



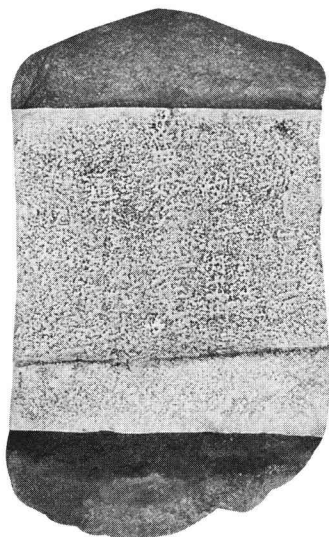
No.73



No.37



No.19



No.101



No.89 (上部)



No.75



No.108



No.98



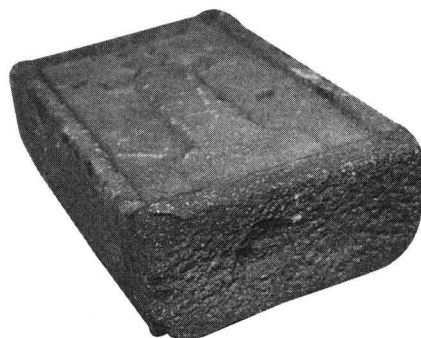
No.89



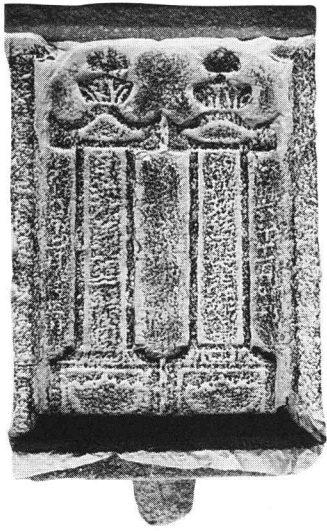
No.109



No.99



No.89 (底部)



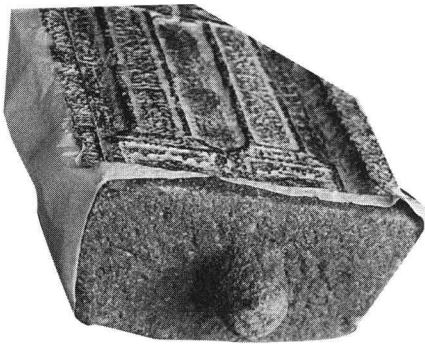
No.132



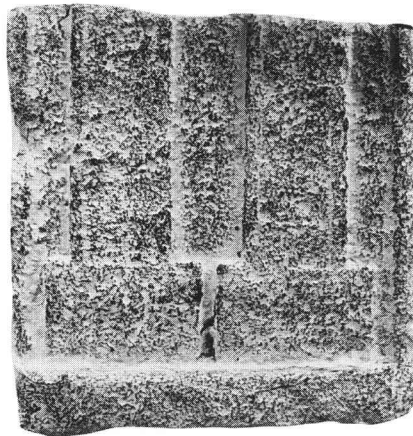
No.120



No.110



No.132 (底部)



No.125



No.116



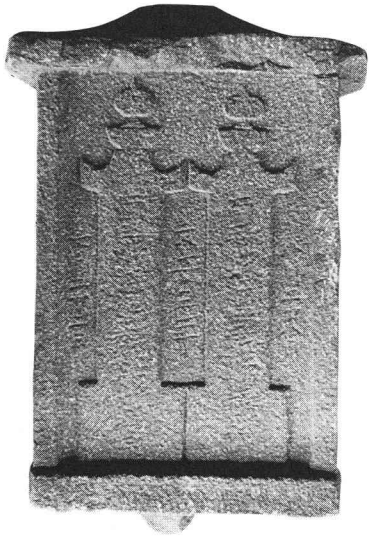
No.132 (屋根)



No.130



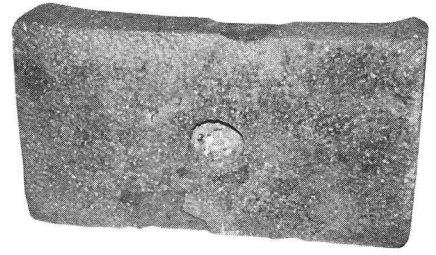
No.117



No.164



No.153



No.132 (屋根底部)



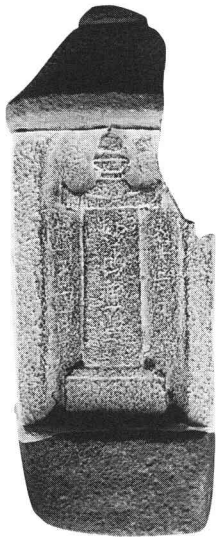
No.164 (同上拓本)



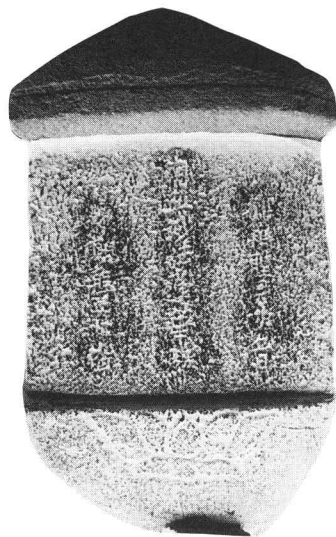
No.153 (同上拓本)



No.134



No.165



No.162



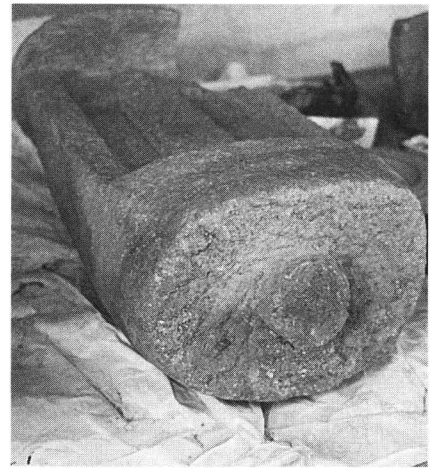
No.135



No.183



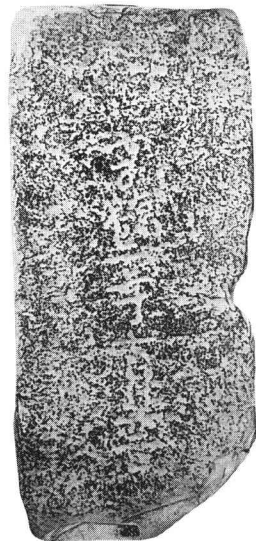
No.172 (正面)



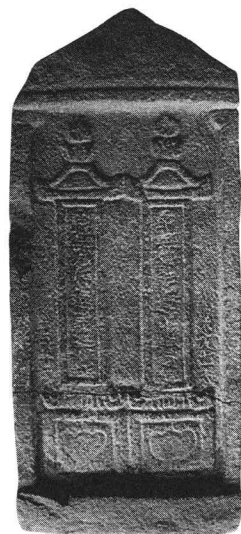
No.165 (底部)



No.188



No.172 (背面)



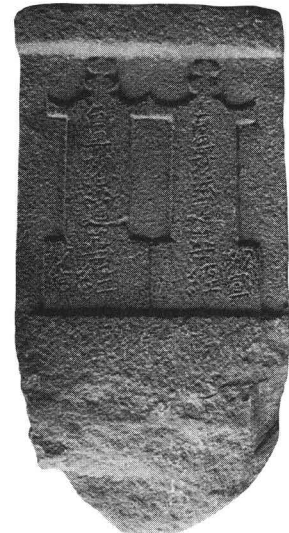
No.166



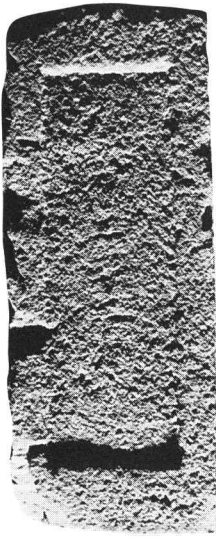
No.197



No.174



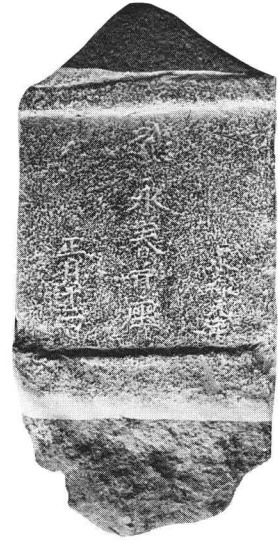
No.167



No.252 左側面 (斜光照射)



No.251



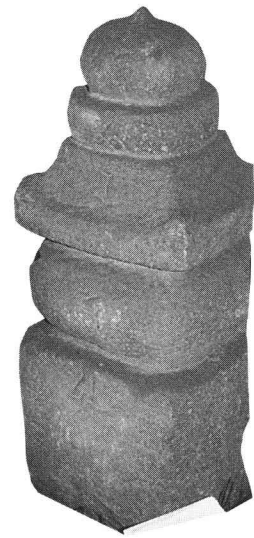
No.205



No.253 正面 (斜光照射)



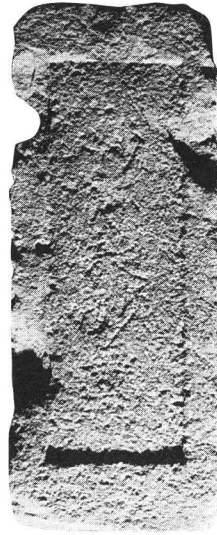
No.252 正面 (斜光照射)



No.206



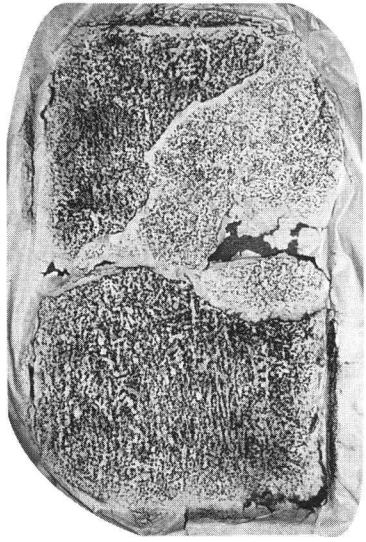
No.253 右側面 (斜光照射)



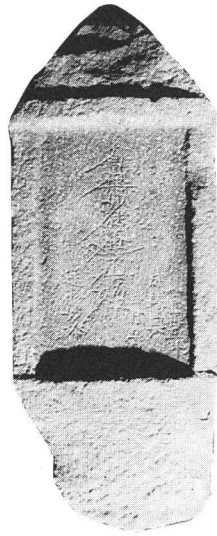
No.252 右側面 (斜光照射)



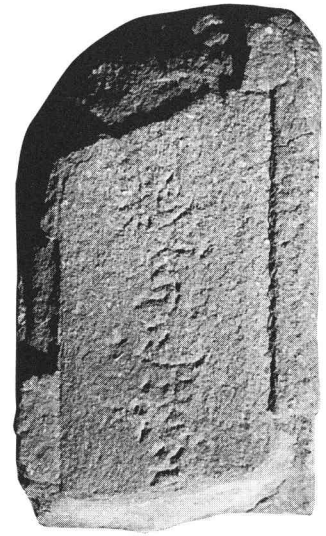
No.206 (地輪部拡大)



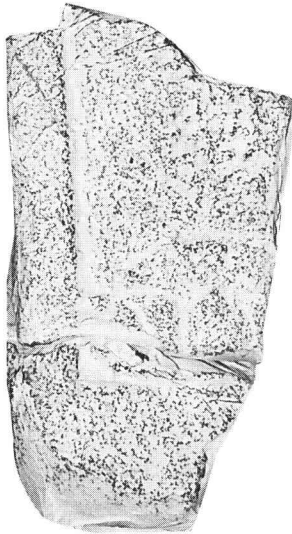
No.259



No.256 (斜光照射)



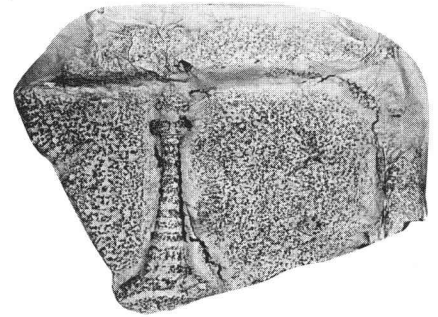
No.253 左側面 (斜光照射)



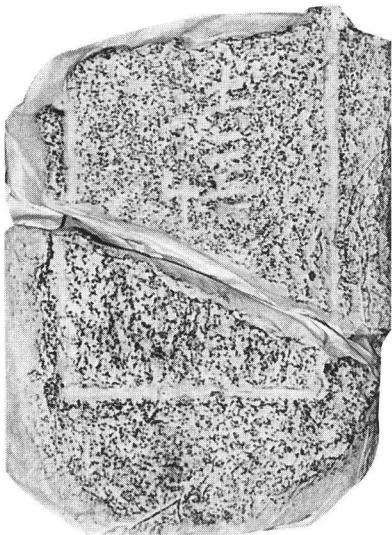
No.260



No.257



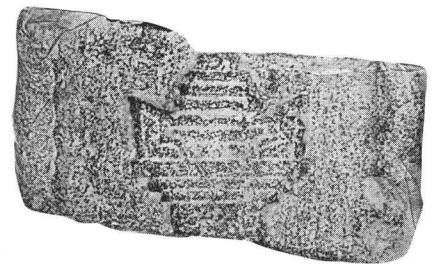
No.254



No.260



No.258



No.255